

## ボランティア情報の取り扱いに関するガイドライン

名寄市立大学コミュニティケア教育研究センター（以下、センター）は、本学の理念・目的の実現に向けて、学生のボランティアや地域交流活動を支援しています。

センターは、ボランティアや地域交流活動に関する情報（以下、ボランティア情報）の受付、学生への情報提供、活動の支援・相談の窓口として、ボランティア情報について以下のように取り扱います。

### 1. センターは、次の全てに該当する活動について情報提供を行います。

- 1) 公益性・公共性が高い活動
- 2) 営利を目的としない活動
- 3) 活動にあたり、安全性が高いと判断される活動
- 4) 受け入れた学生に対し、教育的配慮を伴った対応をする活動
- 5) 責任者ならびに受入担当者が明確な団体（法人格の有無を問わない）における活動  
※規約や組織体制、活動実績がわかる書類等の提出を求める場合があります。

### 2. センターは、次に該当する活動については情報提供を行いません。

- 1) 政治的・宗教的目的を有する活動
- 2) 法令に違反する活動や公序良俗に反する活動
- 3) 人命の危険や人体への有害な影響が予想される活動
- 4) 水泳監視、託児、介護等、人命にかかわる業務に直接従事する活動
- 5) その他、センターが不適當であると判断する活動
  - ① 車の運転を含む活動
  - ② 深夜（22時以降）の活動
  - ③ 本来、有資格者によって行われる活動
  - ④ その他

3. ボランティア情報の受付にあたり、センターはボランティアや地域交流活動において学生を受け入れる団体等（以下、受け入れ団体等）に対して、次の申し合わせ事項を確認し、了解を頂きます。

- 1) 受け入れ団体等は、学生に対して活動内容や条件を明示し、その内容について両者が合意したうえで活動を開始すること。
- 2) 受け入れ団体等は、活動に必要な情報や留意点等を活動開始前に学生に伝えること。また、活動開始後においても学生に対して必要な研修や指導を行うこと。
- 3) 受け入れ団体等は、受入担当者を学生とともに活動させ、学生に対して必要な支援や助言を行うこと。
- 4) 受け入れ団体等は、ボランティア保険の加入等、活動に伴う賠償等について適切な対応をとること。
- 5) 受け入れ団体等は、講義・実習・試験・レポート課題等、学生の学業を優先し、ボランティア活動がそれらに支障をきたさないように配慮すること。

6) ボランティア情報を受け付けた場合でも、試験期間、長期休暇や学生の希望状況等により必ずしも全てに対応できない場合があること。

#### 4. ボランティア情報の受付はセンターで行います。

1) センター所定の「ボランティア申込書」に記入し、メール・ファックス・郵送・持参等で活動日の1か月半前までを目途に申し込みをお願いします。必要事項を別の様式でご提出頂いてもかまいません。チラシ・ポスターがある場合は、あわせてご送付ください。

2) ボランティア情報の提供についてのお問い合わせやご相談は、メール・電話等でセンターをお願いします。特に、初めての情報提供については、事前にご相談ください。

3) ボランティア情報は、学内掲示、メール、SNS等で学生に周知します。

4) 活動に伴い事故・トラブル等が発生した場合は、必ずセンターにご連絡ください。

5) ボランティア受け入れについて、センター所定の様式にて後日ご報告頂きます。

#### 5. 免責

センターの情報提供により行われた活動について事故・トラブルが発生し、受け入れ団体等または第三者に損害が生じた場合でも、センターでは損害賠償その他一切の責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。